

伊豆大島御神火ライド『おもてなし実行委員会』規則

(名称)

第1条 本会の名称は、伊豆大島御神火ライド『おもてなし実行委員会』（以降、「おもてなし委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 おもてなし委員会は、伊豆大島御神火ライドの前夜祭とエイドステーションの企画運営を担当する。前夜祭とエイドステーションは、伊豆大島御神火ライド参加者に対し、伊豆大島の食の提供や伝統芸能等を披露することで、ライドイベントを補完する施策として実施し、参加者満足度を高め、伊豆大島のファンを獲得することを主目的とする。

また、前夜祭においては、“伊豆大島の美しい海を守る”アクションを獲りいれ「海洋ごみ問題＝東京をはじめとする都市部から海にごみを排出しない」という意識付けを行う。エイドステーションでは、提供する食を通して、“伊豆大島の食文化と海の結びつき”を体感してもらうことで海の恩恵に感謝すると同時に、先人の知恵や工夫を知る機会とする。

この2つの施策は、伊豆大島の観光資源の基である海を未来に渡り守ること本質的な目的とし伊豆大島御神火ライド参加者と、地元サポーター・複数の団体と連携することで各人が、海を守るという意識を自分事化することを目標に掲げる。

(活動内容)

第3条 おもてなし委員会は、伊豆大島御神火ライドの前夜祭とエイドステーション（以降、「本施策」という）に関する事項を協議し決定する。

- (1) 本施策に関する実行計画に関する事項。
- (2) 本施策の実施調整に関する事項。
- (3) その他、本施策の実施に関する重要事項。

- 2 おもてなし委員会は、伊豆大島御神火ライド実行委員会（以降、「ライド委員会」という）と密接に連携し、全体運営が円滑かつ安全に行うよう努める。

(実行委員会の機関)

第4条 おもてなし委員会は、各関係協力機関等で組織運営される。

(実行委員会の委員)

第5条 おもてなし委員会の委員は、以下10の団体・会社とする。

- ①東京都大島町 ②一般社団法人 大島観光協会 ③大島町商工会 ④大島町婦人会
- ⑤大島ダイビング連絡協議会 ⑥大島波乗り会 ⑦NPO法人Kichi
- ⑧伊豆大島ジオパーク推進委員会 ⑨東京都立大島海洋国際高等学校（予定）
- ⑩株式会社小田急エージェンシー ⑪株式会社産経デジタル

- 2 第1項で定めた団体・会社以外が委員となる場合は、おもてなし委員会の承認を必要とする。

- 3 委員は、担当業務の代表としてその責にあたる。

- 4 委員は、以下の事項に同意するものとする。

- (1) 本施策の目的に同意して参加する事。
- (2) 本施策の実行委員会会議に参加する事。
- (3) 本施策の運営役務の提供を行う事。（一部の業務は有償）
- (4) 本施策の告知協力・取材対応協力を行う事。

(役員)

第6条 おもてなし委員会に委員長1名、副委員長、監事を1名置く。

- 2 委員長及び副委員長、監事は、委員の中から互選によって決定する。
役員の任期は1年とし、再選を妨げない。なお、任期途中で役員を辞任する場合は、後任を改めて選出し任期は、前任の任期の残存期間とする。
- 3 委員長は、おもてなし委員会会議の議長を務めるとともに、各委員及び運営事務局の要請により、必要に応じておもてなし委員会会議を招集することができる。
- 4 副委員長は、委員長の要請により委員長の職務を代行することが出来る。

(運営事務局)

第7条 おもてなし委員会は、各業務を円滑に運営するために運営事務局を設置する。

- 2 運営事務局は、株式会社小田急エージェンシーに委任する。
- 3 運営事務局は、本施策の予算管理に関する業務を行う。
- 4 運営事務局は、おもてなし委員会の決定に従い、以下の業務を行うものとする。
また、ライド委員会と密接に連携を図り双方の施策が安全かつ円滑に運営できるように調整を行う。
 - (1) 本施策の企画及び運営。
 - (2) 本施策に関する公益財団法人日本財団との連絡・調整業務。
 - (3) 本施策の運営協力団体・会社等への発注管理業務。
 - (4) 委員間の協議事項の連絡・調整業務。
 - (5) 本施策への公益財団法人日本財団助成金の出納管理。（専用口座の開設含む）
 - (6) 本施策終了後の収支報告書作成と報告会の実施。
 - (7) 本施策の宣伝物の制作・媒体管理。
 - (8) 広報PRに関わる業務。
 - (9) その他、本施策に関する事項。

(本施策の予算管理)

第8条 本施策の予算管理は、運営事務局が一括して行う。

- 2 運営事務局は、おもてなし委員会へ収支計画書を提出し承認を得る。
- 3 本施策の収入は、公益財団法人日本財団助成金、参加者の参加費等で構成される。
- 4 運営事務局は、本施策の協力団体・会社への支払を、各団体・会社が希望する期日までに指定された銀行口座へ銀行振込で支払うものとする。
- 5 運営事務局は、本施策終了後1か月以内に収支決算書を、おもてなし委員会へ提出し承認を得る。
- 6 運営事務局は、本施策終了後すみやかに完了報告書を、公益財団法人日本財団へ提出する。
- 7 運営事務局は、おもてなし委員会名義の口座を準備する。
口座名義：伊豆大島御神火ライドおもてなし実行委員会 代表 東郷仁孝
銀行：三菱UFJ銀行 新宿西支店【普通預金】（口座開設準備中）

(損害賠償)

第9条 おもてなし委員会の委員は、本施策の実施において、提供した食品等による食中毒等、自らの責に帰する事由により、他の委員又は第三者や参加者に損害を与えた場合、被害を被ったものに対し、その損害を賠償しなければならない。

- 2 本施策参加者への賠償については、以下3種類の保険に運営事務局が加入する。
 - (1) 傷害保険：参加者が、前夜祭会場で転倒する等、自らの責に帰する怪我を補償する。
 - (2) 賠償保険：本施策の主催者が設置した装飾物等が転倒し参加者が怪我を負う等、主催者側の責に帰する事象を補償する。
 - (3) 生産物賠償責任保険：運営事務局が発注・管理するエイドステーションにおいて、参加者が食中毒等に罹患した場合の治療費等を補償する。
※運営事務局が委託する、食品販売（前夜祭）は補償の対象外とする。（委託された、食品販売者が独自に保険に加入する）

(機密保持)

第10条 おもてなし委員会の委員は、おもてなし委員会会議で協議・報告された事項に関する秘密を保持しなければならない。

- 2 おもてなし委員会の委員は、本施策に関する不利益を被る恐れのある如何なる情報も第三者に漏洩してはならない。
- 3 前項の規定は、取引会社等に対しても及ぶものとし、このことは、委託した委員が責任を持つこととする。

(規則の期間)

第11条 本規則の有効期間は、施行の日から2020年3月末日までとする。

なお、期間満了の日から1か月までに、何れの規則について当事者から何らの申出もない時は期間満了の日の翌日から1年間、規則は同一条件にて更新され以降もこの例に依る。

(協議)

第12条 本規則に定めていない事項及び本規則に疑義が生じた場合には、おもてなし委員会の中で協議する。

(規則の変更)

第13条 本規則を変更しようとする時は、おもてなし委員会の承認を得なければならない。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、2019年2月22日から施行する。